



三重県公報

平成30年6月11日(月)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
------	------	------	-----

条例

62 三重県議会基本条例の一部を改正する条例	(県議会)	2
------------------------	---------	---

公布された条例のあらまし

◎ 三重県議会基本条例の一部を改正する条例（条例第62号）

- 1 近年の大規模な災害等の発生状況等に鑑み、議会における大規模な災害その他の緊急事態への対応に関する規定の整備を行うこととしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条例

二 重 県 議 会 基 本 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 告 し ま す。

平 成 三 十 年 六 月 十 一 日

二 重 県 知 事 鈴 木 英 敏

三 重 県 条 例 第 六 十 二 号

二 重 県 議 会 基 本 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

二 重 県 議 会 基 本 条 例 (平 成 十 八 年 三 重 県 条 例 第 八 十 二 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

目 次 中 「第 七 条」 を 「第 七 条 の 二」 に 改 め る。

第 二 章 中 第 七 条 の 次 に 次 の 一 条 を 加 え る。

(大 規 模 な 災 害 そ の 他 の 緊 急 事 態 へ の 対 応)

第七 条 の 二 議 会 は、 大 規 模 な 災 害 そ の 他 の 緊 急 事 態 の 発 生 に 際 し、 議 事 機 関 と し て 迅 速 か つ 的 確 な 対 応 を 行 う ほ か、 状 況 の 把 握 そ の 他 の 調 査 活 動 を 行 う な ど、 議 会 の 役 割 を 踏 ま え た 必 要 な 対 応 を 行 う も の と す る。

2 議 会 は、 前 項 の 対 応 を 迅 速 か つ 的 確 に 行 う た め に 必 要 な 体 制 の 充 実 強 化 そ の 他 の 措 置 を 講 ず る よ う 努 め る も の と す る。

附 則

こ の 条 例 は、 公 告 の 日 か ら 施 行 す る。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
